

東弁2022人権第114号

2022年6月17日

東京拘置所

所長 平良敦志 殿

東京弁護士会

会長 伊井和彦

人権救済申立事件について（警告）

当会は、申立人W氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、相手方である貴所に対し、下記のとおり警告いたします。

記

第1 警告の趣旨

- 1 貴所は、被収容者である申立人について、他の方法によっては申立人の生命身体の安全を確保できない等の特別の事情がないにもかかわらず、令和元年5月20日から同年11月1日までの間、監視カメラ付きの単独居室に収容し、監視カメラによってその行動を24時間監視した。かかる行為は、申立人のプライバシー権や人格権を著しく侵害するものであった。
- 2 監視カメラ付き居室への収容は、被収容者の日常生活の一挙手一投足がカメラにより常時監視可能である点で、通常の居室よりも拘禁感・圧迫感が強く、被収容者のプライバシー権や人格権を侵害する危険性が高い。

そのため、被収容者が自傷を行うおそれが高い等、他の方法では被収容者の生命身体の安全を確保できないような特別の事情が認められない限り、被収容者を監視カメラ付きの居室に収容してはならない。

また、仮にそうした特別な事情が認められる場合であっても、その収容期間は、保護室や静穏室の期間要件に準じた必要最小限度の期間に限るべきであり、監視カメラ付き居室に収容する必要性がなくなった場合には、

直ちに被収容者を通常の居室に転室させなければならない。

貴所においては、今後、上記のような特別の事情が認められ、かつ、必要最小限度の期間に限って行う場合を除き、被収容者を監視カメラ付き居室に収容しないように警告する。

第2 警告の理由

1 認定した事実

- (1) 申立人は平成29年11月13日から令和2年1月22日まで、貴所施設に収容されていた。
- (2) 令和元年5月18日午後8時25分頃、申立人が巡回中の貴所職員に対し、隣室から壁を蹴ったような音が聞こえるのでうるさい旨申し出たところ、同職員が隣室は寝ていて静かにしている旨返答し、これに立腹した申立人が、同職員の顔面を殴打した（以下「本件暴行」という。）。
- (3) 同年同月20日、貴所は、本件暴行を理由として、申立人を監視カメラ付きの単独居室（以下「カメラ室」という。）に収容した。
- (4) 同年同月30日、貴所は申立人に対し、本件暴行について、閉居15日の懲罰（閉居罰・刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第150条1項、以下「刑事収容施設法」という。）を科した。
- (5) 貴所において、カメラ室の運用について、特別な定めはなく、自殺、傷害、ろう絡などの事故防止のため綿密な動静視察が必要な場合に収容している。
- (6) 申立人は、少なくとも本件申立の趣旨の追加のあった同年7月12日以降、申立人の刑事弁護人との週2回の接見時に刑事裁判の意見交換を行った際、落ち着いた態度であり、特に暴言を吐くなどの行為もなかったし、また、自傷行為を仄めかす言動もなかった。
- (7) 本件暴行以降、申立人が反則行為をした事実はなかった。

(8) 貴所は、令和元年11月1日、申立人をカメラ室から監視カメラの設置されていない通常の居室に転室した。

(9) 貴所は、カメラ室への収容期間中、申立人には具体的にどのような違反・粗暴行為や反抗的態度が継続して認められたのか、また自殺や逃亡のおそれが認められたのかという点に係る当会の2度の照会に対し、カメラ室には、被収容者に係る事故防止のための綿密な動静視察が必要な場合に収容し、申立人についても、本件で収容した期間、綿密な動静視察をした結果、特に異常が認められなかったことなど総合的に判断し、令和元年11月1日、カメラ室から監視カメラの設置されていない居室に転室した旨回答するにとどまった。

(10) 申立人は、カメラ室への収容時に睡眠障害が生じたこともあった。

この点についての貴所の回答は、申立人はカメラ室に収容される約1年前から不眠を訴えて睡眠薬を服用していたとのことであった。

2 監視カメラ付き居室の適法性・要件について

(1) 刑事収容施設法は、刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要がある限度では被収容者が一定のプライバシーの制約を受けることを許容している（同法第75条1項等）。

しかしながら、カメラ室による監視は、職員による巡回監視とは異なり、被収容者が監視されているかどうかを認識できない点で、心理的な負担に差がある上、死角がなく、被収容者の排泄行為を含む日常生活の全ての動作を常時監視可能であることから、通常の単独室とは拘禁感や圧迫感において格段の差があるのであり、個人の尊厳原理（憲法第13条）に由来する、私生活を公権力によってみだりに公開されないプライバシー権のほか、個人の人格的生存に必要不可欠な、被収容者の心身の健康・精神的平穏などの人格権をも侵害するおそれが強い。

したがって、被収容者のカメラ室への収容は、原則として行われるべ

きではなく、例外的に許容され得るのは、被収容者が自傷を行うおそれが高い場合など、被収容者のプライバシー権や人格権に対する制約の程度が低い他の方法によっては被収容者の生命身体の安全を確保できない等の特別の事情が認められる場合に限られると解すべきである。

(2) また、仮にそのような特別な事情が認められる場合でも、保護室の収容期間は原則72時間（3日）以内で、特に継続の必要がある場合でも48時間ごとに更新する必要がある（刑事収容施設法第79条3項）、その期間中でも保護室収容の必要がなくなったときは直ちにその収容を中止しなければならないこと（同条4項）、静穏室でも同様の期間要件が定められており（原則7日間、特に継続の必要ある場合でも72時間ごとに更新必要。法務省矯正第1255号通達）、これらの比例原則や憲法第31条の精神に照らすと、法令上明文のないカメラ室への収容についても、かかる保護室や静穏室への収容における期間要件に準じた必要最小限度の期間に限って許容されると解すべきである。

(3) なお、カメラ室への収容について、平成30年5月23日付け熊本地裁判決は、受刑者がカメラ室に216日間に亘り収容されたことにつき国家賠償法上違法と認定し、控訴審でもその結論が維持されている。

(4) また、当会でも、刑事施設における被収容者の監視カメラ付き居室への収容に関して、直近では2015年及び2019年にも、被収容者のプライバシー権等を侵害するものとして、刑事施設に対していずれも警告を発している。

3 申立人をカメラ室に収容開始した必要性について

貴所が令和元年5月20日に申立人をカメラ室に収容開始した理由は、前記のとおり同年5月18日の本件暴行であるところ、1回限りの暴行であり、申立人にはそれ以降の反則行為や粗暴的言動は特には認められないし、また、自傷行為を仄めかすような言動も確認されていない。

したがって、本件において、申立人に前記のカメラ室収容が例外的に許容され得るほどの特別の事情・必要性を認めることはできない。

しかも、本件暴行は法律上明文のある保護室収容（刑事収容施設法第79条1項）や懲罰手続（同法第150条1項）によって対処すべきところ、前記のとおり本件暴行につき申立人に15日間の閉居罰が科されているから、懲罰としてはそれをもって完了している。それにもかかわらず、貴所がその前後にさらに申立人をカメラ室に収容したのは、カメラ室への収容自体が事実上懲罰手続の延長だったのではないかという疑いも残る。

以上のとおり、貴所が本件暴行を理由に令和元年5月20日に申立人をカメラ室に収容したのは、そもそも収容開始の必要性を欠くものであったと言わざるを得ない。

4 申立人をカメラ室に長期間収容し続けたことについて

(1) さらに、貴所が申立人をカメラ室に収容した期間は、前記のとおり同年11月1日までの約5ヶ月もの長期間に及ぶ。

カメラ室への収容は、前記のとおり被収容者の行動を24時間カメラで監視するものであり、排泄時に衝立を使用することが可能であったとしても、それ以外の行動は全て監視可能であり、しかも申立人がそうした監視行為を全く認識できない点で、巡回監視と比べて同人の心理的な負担は大きかったと言わざるを得ない。

また、前記認定事実のとおり、申立人に本件暴行以降の反則行為は確認されておらず、令和元年7月以降の申立人の刑事弁護人との週2回の接見時にも申立人は落ち着いた態度であり、申立人がカメラ室収容開始時のような行動をその後も継続的に取っていた形跡は特に認められない。それにもかかわらず、申立人を約5ヶ月もの長期間カメラ室に収容したことは、明らかに相当性を欠くものである。

さらに、貴所は申立人のカメラ室への収容中、申立人に具体的にどの

ような違反・粗暴行為や自傷行為等が認められたのかという当会の2回の照会に対して、前記のとおり、「本件で収容した期間、綿密な動静視察をした結果、特に異常が認められなかったことなど総合的に判断し、カメラ室から通常の居室に転室した」といった具体性のない回答を繰り返すのみで、カメラ室収容を長期継続した具体的理由を説明しようとしていない。したがって、本件において約5ヶ月もの長期間申立人をカメラ室に収容し続けなければならなかった特別な必要性を認定することは困難である。

- (2) 加えて、前記のとおり申立人はカメラ室収容時に睡眠障害が生じており、それがカメラ室への収容により生じたものか否かは措くとしても、少なくとも貴所が申立人のカメラ室収容を長期継続するか否かにつき、十分配慮して然るべき事情であった。

しかるに、貴所が申立人のカメラ室への収容継続の必要性を検討するに当たり、申立人のこうした心身の状況に配慮した形跡も特には認められない。

5 結論

以上によれば、貴所が本件暴行を理由に申立人をカメラ室に収容し、その後約5ヶ月もの長期間同室への収容を続け、その間申立人の行動を24時間監視カメラで監視した行為は、特別の必要性も認められないのにカメラ室への収容を開始した上、その後も漫然と同室収容を長期間継続したものと評価せざるを得ず、したがって、申立人のプライバシー権や人格権を著しく侵害する違憲・違法な措置であった。

よって、頭書のとおり警告する。

以上